

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成26年度上期報告)

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(平成26年度上期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成26年度の品質方針を設定し、電子掲示板により全社員に周知した。

(設定・周知は平成25年度下期に実施)

4月2日、「品質保証大会」を開催し、当社社員及び協力会社の社員へ品質方針を再度周知した。

また、6月30日の社長交代に伴い、品質方針の社長名を7月4日に改正し、7月7日、電子掲示板により全社員に周知した。

なお、品質方針については、品質方針携行カードを当社社員及び協力会社の社員へ配布し、周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成26年度の品質目標を設定し、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。(設定・周知は平成25年度下期に実施)

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成26年度の品質目標を設定し、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。(設定・周知は平成25年度下期に実施)

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第1回レビューを7月24日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

なお、今回、指示事項はなかった。

(再処理事業部)

実施状況：社長は、再処理事業部の第1回レビューを7月24日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マ

ネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

なお、主な指示事項として「労働安全衛生法違反については、法令の解釈について認識が甘かったとのことだが、原因分析を行い、責任部署を明確にして再発防止策を講じた上で、水平展開をしっかり行うこと」があった。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「再処理施設保安規定」、「品質保証計画書（品質保証室）」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(品質保証室)

品質保証室長は、文書類に従い、品質保証に係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

再処理事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

実施状況：期間中（上期）の内部監査はなし。（下期に実施予定）

(再処理事業部)

実施状況：実施状況：再処理事業部安全管理部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：「解析委託において、受託者の品質管理担当者の業務経歴を確認していない」等の指摘事項が3件あった。また、「協力会社へ業務委託する際に、誤解を生じる可能性のある記載で協力会社へ調達要求事項を伝達していくことから、調達要求事項が明確であることを適切に審査すること」と

の要望事項が 1 件あったが、文書類に基づき改善に向けた Plan (計画) –Do (実施) –Check (評価) –Act (改善) サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(8) 不適合管理

(品質保証室)

期間中（上期）に検出された不適合はなかった。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合を確實に識別し、処置及び記録した。

期間中（上期）に検出された不適合等の件数：4 2 件

(9) 是正処置及び予防処置

(品質保証室)

期間中（上期）該当なし。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関するここと、再処理施設の構造、性能及び操作に関するここと、放射線管理に関するここと等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第 18 回会議を 8 月 28 日に開催した。

(議題)

- ・むつ労働基準監督署からの「是正勧告」への対応状況について
- ・新規制基準の対応状況について
- ・再処理工場の保全の最適化

(2) 再処理事業部と協力会社との連帯

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

3. 品質保証に係る顧問会

第 23 回顧問会を 8 月 1 日に開催した。

(議題)

- ・平成26年度品質保証活動の実績及び予定
- ・今後見込まれる廃棄体受入れ本数増加への具体的対応
- ・見学を踏まえたご意見等について

4. その他

(1) 品質保証大会

- ・4月2日に当社社員及び協力会社の社員を対象とした「品質保証大会」を開催した。
(参加者：約2,000名)

(2) 品質月間

- ・期間中（上期）の品質月間に係る活動はなし。（下期に実施予定）

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：品質保証室及び再処理事業部はロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成26年度第1回定期監査を受けた。（監査実施日：品質保証室8月1日、再処理事業部7月28日から31日）

監査結果：(総合所見)

本監査は、これまで長期に亘り継続的、かつ、自律的に展開してきた「改善策」に係る活動、ならびに品質マネジメントシステムに係る諸活動を監査対象とした。監査結果は、総合所見として、「いずれの被監査部門にも「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった」との評価を得た。

(品質保証室)

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった。「「業務フロー活用事例掲示板」が当初期待した利用状況に至っていないことから、掲示板の運用の必要性及び継続の要否も含め、再検討することも必要ではないかと考える」との「提言事項」が1件あった。

(再処理事業部)

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」は観察されなかった。

(監査報告書については平成26年9月30日に提出済)

①2014年度第1回定期監査報告書（全体総括）

（W03739432号-0）（2014年9月5日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

②2014年度第1回定期監査報告書（その1）再処理事業部の監査結果

（W03739432号-1）（2014年9月5日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

③2014年度第1回定期監査報告書（その2）品質保証室の監査結果

（W03739432号-2）（2014年9月5日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

以上